

市報 やまぐち

さくまやまぐち市

昭和60年

6月15日

No. 910

区分 種別	交通事故状況		累計 本年 昨年
	5月	発生件数	
発生件数	38	169	183
死亡者	2	6	6
重傷者	5	19	22
軽傷者	48	195	191

発行 山口市役所
編集 企画部広報課
印刷 株丸二商行



この場所は、学校前の国道二六二号と同バイパスの分岐点に建設された青少年健全育成標語塔周辺です。秋には、可れんな彩の花を咲かせ、生徒たちの心を和ましてくれることでしょう。

大内中学校（細田久雄校長）の生徒たちが、毎日利用している通学路を美しい花で飾ろうと、同校の一年生や婦人会、老人クラブの人たちなど約四百人が六月四日、コスモスの苗五千本を植えました。

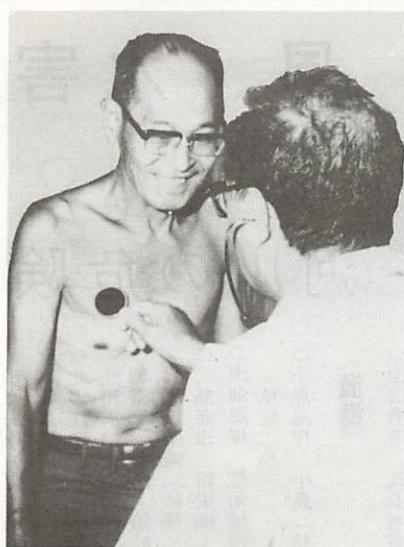
植えた場所は、今春卒業した先輩たちが、三年間お世話になった地域に感謝をしようと、「コスモスの道づくり」を計画し、草刈りをしたところ

**卒業生の意志を継ぎ
コスモスの道づくり**

通学路に5,000本の苗

特集

こくみんけんこうほけん



健康管理は、毎日の運動と定期検診が大切です。(40歳以上の人を対象に行われる一般健康診査)

市報やまぐち

皆さんが病気やけがでお医者さんにかかるときには、医療費の三割（退職被保険者の本人およびその被扶養者の入院の場合は二割）を、お医者さんの窓口で支払っています。

皆さんのが支払った残りの七割（前出退職被保険者は八割）に

国保の被保険者

皆さんのが病気やけがでお医者さんにかかるときには、医療費の三割（退職被保険者の本人およびその被扶養者の入院の場合は二割）を、お医者さんの窓口で支払っています。

皆さんのが支払った残りの七割（前出退職被保険者は八割）に

皆さんのが病気やけがでお医者さんにかかるときには、医療費の三割（退職被保険者の本人およびその被扶養者の入院の場合は二割）を、お医者さんの窓口で支払っています。

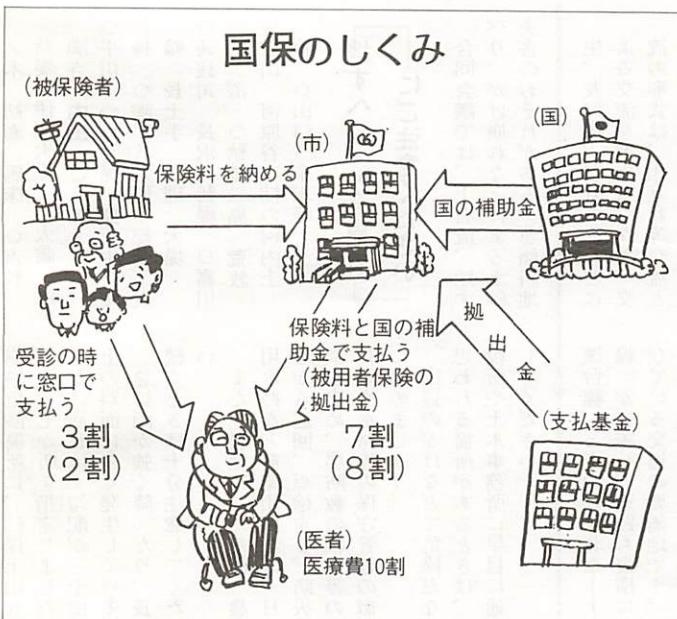
皆さんのが支払った残りの七割（前出退職被保険者は八割）に

国保のしくみ

病気になつたり、けがをしたときに、お金がなくてお医者さんにかかれないと、いうようなことになつたら大変です。そういうことのないように、日々からそれぞれの収入に応じてお金を出し合いで、お互いに助け合つていこうという趣旨から生まれた医療保険制度のひとつが、「国民健康保険」（略して国保）です。

また、国保の中に「退職者医療制度」もあります。

国保のしくみ



こうしてきまる

保険料

一般的にいって、まずその年度の医療費の総額がどのくらいになると予測し、それから一部負担金（医療費の三割）と国が負担する分などを差し引いた

額が、全体の保険料となります。このようにして出た保険料の総額から保険料率を算出し、これによって一般被保険者の保険料の額がまります。

また、退職被保険者の保険料の額は、一般被保険者の保険料率と同じ率によつて計算します。従つて、医療費がふえ続けると、国の補助金にも限りがあるため保険料を引き上げざるを得ない結果となります。

助け合い

額が、全体の保険料となります。このようにして出た保険料の総額から保険料率を算出し、これによって一般被保険者の保険料の額がまります。

また、退職被保険者の保険料の額は、一般被保険者の保険料率と同じ率によつて計算します。従つて、医療費がふえ続けると、国の補助金にも限りがあるため保険料を引き上げざるを得ない結果となります。

治療中の人は、被保険者証に記入してある以外の疾患には使用できませんので、保険喪失後十四日以内に届出をし、国保に加入しなければなりません。

退職被保険者

国保の加入者（老人保健の適用を受けている人を除く）で、厚生年金などの被保険者年金制度から老齢（退職）年金の支給を受けている人、および年金保険の被保険者の期間（通算老齢年金の場合は合算して）が二十年以上ある人、または被保険者年金の受給権が発生した日から退職者医療制度に加入しなければなりません。

また、他の保険の継続療養で

国保の会計は、みなさんの納めている保険料と、国の補助金などで独自にまかぬことになっており、一般会計とは別会計になっています。これを、特別会計といいます。

昭和六十年度の国保特別会計の当初予算は、次の表のとおりで、歳入に占める保険料の割合は、約四〇%となつており、国庫支出金と並んで大きなウエイトを占めています。

国民健康保険特別会計

歳 入		歳 出	
保 險	一般分 退職分	保 險 給 付 額	一般分 退職分
料	小 計	小 計	小 計
国庫支出金	1,906,677	老人保 健 金	1,564,162
療 養 交 そ 取	320,017	保健施設費	16,326
	307,426	總務費	136,628
		その他	286,162
合 計	4,206,418	合 計	4,206,418

(注) 療養費交付金とは、退職被保険者にかかる各被保険からの提出金をいいます。

(5)

給付を受けるための手続き

給付の種類	給付を受けられるとき	手続きに必要なもの	条件
療養費	被保険者証を提出しないで医者にかかったとき 国保のきかない医者にかかったとき	領収証 診療報酬明細書	やむをえなかった場合
	付き添い看護人を雇ったとき	医師の証明書 領収書	基準看護以外の病院事前に市の承認をうけた場合
	コルセットなどをついたとき はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧の施術を受けたとき	医師の証明書 領収証 請求書	医師が治療上必要と認めた場合
特例療養費	重病人を車で入院させたとき	医師の証明書 領収書	事前に市の承認をうけた場合
	退職被保険者証を提出しないで医者にかかったとき	領収証 診療報酬明細書	やむをえなかった場合
	高額療養費	一月(1日~月末)ごとの領収証	本文を参照
助産費	子供が生まれたとき	母子健康手帳	
葬祭費	死亡されたとき	死亡を証明する書類	
第三者行為	交通事故でがをしたとき	事故証明書、事故発生状況報告書、支払誓約書など	事前に市への届け出をした場合
はり・きゅう施設利用補助	はり・きゅうの施設を利用したいとき	被保険者証と印鑑を持って各施設へ	国保の指定する施設1日1回、1月10回以内

(注) 手続きには、いずれの場合も、被保険者証と印鑑が必要です。また、口座払いとなるため、口座番号(世帯主の)を控えておいてください。詳しくは市保険年金課へ

同一の世帯において、直近の

昭和60年度

保険料納期一覧表

期別	納期
第1期	昭和60年7月1日
第2期	7月31日
第3期	8月31日
第4期	9月30日
第5期	10月31日
第6期	11月30日
第7期	12月28日
第8期	昭和61年1月31日
第9期	2月28日
第10期	3月31日

ア 被保険者が病院の窓口で支払った一部負担金が、一定の額をこえた場合には、高額療養費として、そのこえた額の払い戻しを受けることができます。

イ 払い戻される額とは、同一の世帯において、同一の病院において、五万一千円(市民税非課税世帯は三万円)をこえたときは、そのこえた額月に二人以上が、それぞれ三万円(市民税非課税世帯は二万一千円)以上の一一部負担金を支払ったときは、その一部負担金を合算して五万一千円(市民税非課税世帯は三万円)をこえた額

保険料みんなで納めて

「納付組織」は、各町内会ごとにあり、保険料の集金に協力していただいている。市では、この「納付組織」への加入をおすすめしています。なお、保険料の納付義務者は、世帯主です。



その年度の保険料は、六月から十回に分けて翌年の三月までに納めるようになります。これらの合計の額が、各世帯ごとの保険料となります。

昭和60年度の保険料率は、次のとおりとなります。

料率は、次のとおりとなります。



市保険年金課の窓口。土曜日は混雑しますので、できるだけ平日をご利用ください

保険料の納付は
町内会で

昭和60年度の
保険料率

保
險
料

$$\begin{aligned} \text{所得割} &= \left(\frac{\text{前年中の総所得金額}}{-26万円} \right) \times \frac{7.4}{100} \\ \text{資産割} &= \left(\frac{\text{60年度の固定資産税額}}{\text{(土地・家屋分)}} \right) \times \frac{38}{100} \\ \text{均等割} &= \text{被保険者1人につき} \\ &= 15,600\text{円} \\ \text{平等割} &= \text{各世帯あたり} \quad 20,600\text{円} \end{aligned}$$

こんなときには届け出を!!

こんなとき		届け出に必要なもの
国保にはいる場合	他市町村から転入したとき	印鑑
	職場などの健康保険をやめたとき (被扶養者を含む)	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書など
	子供が生まれたとき	印鑑、被保険者証、母子健康手帳
	生活保護をうけなくなつたとき	印鑑
国保をやめる場合	他市町村へ転出するとき	印鑑、被保険者証
	職場などの健康保険にはいったとき (被扶養者を含む)	印鑑、職場と国保の被保険者証
	死亡したとき	印鑑、被保険者証、死亡を証明するもの
	生活保護をうけるようになったとき	印鑑、被保険者証
その他	市内で住所がかわったとき	印鑑、被保険者証
	世帯主や氏名がかわったとき	印鑑、被保険者証
	世帯を分けたりいっしょにしたりしたとき	印鑑、被保険者証
	被保険者証をなくしたりやぶれてしまつたとき	印鑑
	子弟が修学などのため他の市町村へ転出するとき (別の被保険者証が必要なとき)	印鑑、在学証明書、被保険者証
	長期にわたる旅行、出張、出かせぎなどで他府県へ行くため別の被保険者証が必要なとき	印鑑、被保険者証

(注) 届け出は、いずれも市保険年金課または各出張所へ

成人病と 病類別の内訳

成人病には、高血圧症、動脈硬化症、脳血管疾患、心疾患、悪性腫瘍(がん)、糖尿病などがあります。これらは四十歳を境にして一人当たりの年間医療費をみてみると、四十歳未満の約九万八千円に対して、四十歳以上は約三十六万四千円と三倍以上になつていて、この要因のひとつには、四十歳をすぎたころから出てくる成人病があります。

また、四十歳を境にして一人当たりの年間医療費をみてみると、四十歳未満の約九万八千円に対して、四十歳以上は約三十六万四千円と三倍以上になつています。この要因のひとつには、四十歳をすぎたころから出てくる成人病があります。

外来人間ドック ご利用ください

成人病予防対策のひとつとして、国保では、「外来人間ドック」を実施しています。

これは、四十歳以上の被保険者を対象に、一人年一回に限って、検査費用の一割(およそ三千円)の自己負担で、健康診断のために検査が受けられるものです。

病類・系統	割合(%)
呼吸器系	18.8
循環器系	18.1
神経系 及び感覚器	13.4
筋骨系 及び結合組織	9.9
消化器系	9.5
皮膚 及び皮下組織	6.6
損傷 及び中毒	4.5
その他	19.2

21万円の医療費 一人当たり

同様に、昭和五十九年四月から昭和六十年三月までの総医療費を、一人当たりの医療費になおすと、年間二十一万円余りとなります。

また、四十歳を境にして一人当たりの年間医療費をみてみると、四十歳未満の約九万八千円に対して、四十歳以上は約三十六万四千円と三倍以上になつています。この要因のひとつには、四十歳をすぎたころから出てくる成人病があります。

13%の伸び(前年比)

昭和五十九年四月から昭和六十一年三月までの一年間に、診療を受けた被保険者についてかかる総医療費は、五十九億二千五百五十円、二つ合せて

これは、昭和五十八年度の総医療費と比べると七億円余りふえており、一三%の伸びとなっています。この伸び率は、県下の十四市の中では最高でした。

国保の現状と成人病

児童手当

児童手当は、児童を養育する人の家庭生活の安定と児童の健全育成などを目的としています。

日本国内に住所を有する人が次の要件にあてはまつているときに支給されます。
○十八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうち一人以上が義務教育終了前の児童であること。
○前々年または前年の収入が、一定の額に満たないこと。
(例) 給与所得者については、六人世帯の場合、四百九万四千円

被保険者が出産した場合は、助産費として十万円、引き続き養育する場合には、育児手当として六千円の支給を受けることができます。ただし、他の保険喪失後国保

被保険者が出産した場合は、助産費として十万円、引き続き養育する場合には、育児手当として六千円の支給を受けることができます。ただし、他の保険喪失後国保

被保険者が死亡した場合は、葬祭費として四万円の支給を受けることができます。この場合、葬儀を行つた人に

かけがをさせられたとき、交通事故でけがをしたときなど第三者から傷害を受けた場合、治療費は当然加害者が負担すべきもので、被保険者としての診療は受けられません。

国保の指定する施設で、はり、きゅうのいずれか一つを受けた場合は五百五十円、二つ合せて

受けた場合は六百五十円(ただし、一日一回、一か月に十回以内に限る)の補助があります。

なお、医師の指示により施術を受けた場合には、療養費の支給対象となります。

被保険者が死亡した場合は、葬祭費として四万円の支給を受けることができます。この場合、葬儀を行つた人に

かけがをさせられたとき、交通事故でけがをしたときなど第三者から傷害を受けた場合、治療費は当然加害者が負担すべきもので、被保険者としての診療は受けられません。

国保の指定する施設で、はり、きゅうのいずれか一つを受けた場合は五百五十円、二つ合せて

受けた場合は六百五十円(ただし、一日一回、一か月に十回以内に限る)の補助があります。

なお、医師の指示により施術を受けた場合には、療養費の支給対象となります。

しかし、このような場合でも、事前に市に届け出れば、被保険者としての治療を受けることができます。

ただし、届け出をせずに保険診療を受けた場合、医療費を返還してもらうことがあります。

しかし、このような場合でも、事前に市に届け出れば、被保険者としての治療を受けることができます。

しかし、このような場合でも、事前に市に届け出れば、被保険者としての治療を受けることができます。

十二か月の間に、前記ア・イによる高額療養費の支給を受けた回数が四回以上になつたときは、その四回目から三万円(市民税非課税世帯は二万一千円)をこえた額(血友病などの厚生大臣が指定した長期に高額の医療費がある疾病で、同一の月に一万円をこえる一部負担金を支払つたときは、そのこえた額)

被保険者が死亡した場合は、葬祭費として四万円の支給を受けることができます。この場合、葬儀を行つた人に

かけがをさせられたとき、交通事故でけがをしたときなど第三者から傷害を受けた場合、治療費は当然加害者が負担すべきもので、被保険者としての診療は受けられません。

国保の指定する施設で、はり、きゅうのいずれか一つを受けた場合は五百五十円、二つ合せて

受けた場合は六百五十円(ただし、一日一回、一か月に十回以内に限る)の補助があります。

なお、医師の指示により施術を受けた場合には、療養費の支給対象となります。

